

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和8年5月29日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和8年度第3号）の内容別紙のとおり。

計画	利用権を設定する土地の 所在市町村	利用権を設定する 者の数	利用権の設定を 受ける者の数	利用権を設定する土地
3	南相馬市	7 者	6 者	福島県南相馬市原町区高字八斗蒔123-1 ほか 25 筆

なお、上記の農用地利用集積等促進計画は所有権の移転を除く利用権の設定とする。